

# 園則・運営規程

学校法人わかば学園

幼保連携型認定こども園

閑上わかばこども園

宮城県名取市閑上西二丁目12番

令和5年4月1日施行

# 園則・運営規程

## 第1条（目的）

学校法人わかば学園が設置する幼保連携型認定こども園（以下「本園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、本園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

## 第2条（名称）

本園は、閑上わかばこども園という。

## 第3条（位置）

本園は、宮城県名取市閑上西2丁目12番におく。

## 第4条（入園資格）

本園に入園することのできる者は、満6ヶ月から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児とする。

## 第5条（運営の方針）

本園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 本園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 本園は、名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第21号）、その他関係法令を遵守し、施設運営を実施するものとする。

## 第6条（学期）

本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期・・・4月1日から7月31日まで

第2学期・・・8月1日から12月31日まで

第3学期・・・1月1日から3月31日まで

## 第7条（休業日）

本園において、特定教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日）

3 前項に定めるもののほか、本園における1号認定子どもに係る休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業・・・ 7月21日から8月24日まで
- (3) 冬季休業・・・ 12月25日から1月7日まで
- (4) 春季休業・・・ 3月20日から4月6日まで
- (5) その他園長が必要と認めた日

4 本園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときはあらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前2項及び3項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

5 本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

## 第8条（教育・保育時間）

本園の開園時間は、7時から19時までとする。

2 本園において、特定教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども 9時から14時まで
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

イ 保育標準時間認定を受けた子ども

7時から18時までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

ロ 保育短時間認定を受けた子ども

8時から16時までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

3 1号認定子どもについては、前項第1号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時から8時30分まで又は、14時から19時までの範囲内で、預かり保育を行うものとする。

4 保育標準時間認定を受けた2号認定子ども及び3号認定子どもについては、第1項第2号イに掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、18時～19時までの範囲内で、延長保育を行うものとする。ただし、土曜日については延長保育を行わない。

## 第9条（教育・保育内容）

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況

等に応じて、特定教育・保育を提供する。

教育・保育内容は、「自立、協調、挑戦」の教育理念に基づき、健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を中心に行い、情緒の安定を図るものとする。

#### 第10条（子どもの区分ごとの利用定員）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条第4号に規定する利用定員は138名とする。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| (1) 1号認定子ども              | 75名 |
| (2) 2号認定子ども              | 25名 |
| (3) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども | 12名 |
| (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども | 3名  |

#### 第11条（教職員組織）

本園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1名  
園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 副園長 1名（必要に応じて配置する。）  
副園長は、園長を補佐し、命を受けて園務を整理するとともに、必要に応じて園児の教育及び保育を行う。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 主幹保育教諭 1名  
主幹保育教諭は、園長・副園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理し、園児の特定教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。
- (4) 保育教諭 9名以上  
保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 保育教諭補助 2名以上  
保育教諭補助は、保育教諭の職務を助ける。
- (6) 事務長 1名  
事務長は、園長を補佐し、命を受けて事務職員を指揮する。
- (7) 事務職員 1名以上  
事務職員は、庶務及び会計事務または園の諸用務に従事する。
- (8) その他職員 若干名
- (9) 学校医 1名  
学校医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診

断等を行う。

- (10) 学校歯科医 1名

学校歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。

- (11) 学校薬剤師 1名

学校薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行う。

## 第12条（子育て支援）

本園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 本園は、在園児及び地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業を実施する。

## 第13条（入園許可）

本園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込み、園長がこれを許可する。なお、わかばクラブに在籍もしくは、兄弟が在園または卒園している場合、入園が優先される。

2 利用の申込みのあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定子どもの利用定員の総数を超える場合については、先着順と本園の教育・保育の理念に基づく面接により選考する。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用については、名取市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

## 第14条（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認の上、同意を得て利用に係る契約を結ぶものとする。

2 本園の利用子どもが、次に掲げる項目に該当する場合に、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用子どもの保護者から登園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (4) 市が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(5)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

#### 第15条（退園・休園）

本園を退園又は休園しようとする子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

#### 第16条（修了）

園長は、園児が所定の全課程を修了したときは、修了証書を授与する。

#### 第17条（利用者負担その他の費用等）

本園は、名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第21号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 本園においては、名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、本園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

3 本園は、名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表2に掲げる実費を徴収する。ただし、同項の規定により免除される費用については、この限りではない。

4 本園は、前3項に掲げるもののほか、別表3に掲げる費用を徴収する。ただし、園児の居住する市町村が定める規定により免除される費用については、この限りではない。

#### 第18条（緊急時等における対応方法）

本園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

#### 第19条（非常災害対策）

本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、少なくとも毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施する。

#### 第20条（虐待の防止のための措置）

本園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

#### 第21条（秘密保持）

本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

#### 第22条（苦情解決）

本園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 本園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 本園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 本園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

#### 第23条（記録の整備）

本園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第9条に規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して執った処置についての記録

2 要録及びその写しのうち学籍等に関する記録についてはその保存期間は20年間とする。

3 指導及び保育の記録については、当該子どもが小学校を卒業するまでの間保存する。

#### 第24条（補則）

この園則・運営規程の施行に関する必要事項は、設置者及び園長が別に定める。

#### 附則

この規程は令和4年 4月1日から施行する。

この規程は令和4年10月1日から施行する。

この規程は令和5年 4月1日から施行する。

別表1

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
施設設備維持費 (1・2号認定)	施設や遊具の維持管理に必要な費用	1,500円/月

別表2

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費 (1号認定)	食事の提供に要する費用を徴収	週3回：4,300円/月 週5回：6,000円/月
給食費 (2号認定)	食事の提供に要する費用を徴収	週5回：6,500円/月 (土曜日にも利用する場合は土曜日も含む)
バス代 (満3歳以上の希望者)	通園バスの利用者対象	4,000円/月(往復) 2,000円/月(片道)
おむつ処理代 (申込者)	おむつの処理に要する費用	400円/月
ゴミ袋代 (全員)	汚れ物返却用、他	300円/年
貸し布団代 (3号認定)	布団の提供に要する費用を徴収	1,320円/月
共済金 (全員)	スポーツ振興センター共済金	200円/年
制服代 (1・2号認定)	3歳以上児から全員が購入	実費
行事費 (全員)	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
教材費 (全員)	クレヨン、自由画帳、はさみ等の購入 費用 (制作活動に使用)	実費
アルバム代 (5歳希望者)	卒園アルバム作成に係る費用	実費

(\*)給食費内訳 4,300円 副食費：3,300円、主食費及び給食協力費：1,000円  
6,000円 副食費：4,500円、主食費及び給食協力費：1,500円  
6,500円 副食費：4,800円、主食費及び給食協力費：1,700円

別表3

	項目	金額
入園検定料 (1号認定のみ)	入園検定時に必要な費用	3,000円/入園面接時
保育標準時間認定子どもの 延長保育に係る利用者負担	18時～19時	2,400円/月
預かり保育に係る利用者負担 (1号認定)	7時～8時30分	600円/日、9,000円/月
	8時～8時30分	400円/日、7,000円/月
	7時～18時	900円/日、13,000円/月 長期休業日 1,500円/日
	8時～18時	700円/日、11,000円/月 長期休業日 1,300円/日
	18時～19時	2,400円/月